

妊娠したら

妊娠の届出・母子健康手帳の交付(要予約)

医療機関で妊娠と診断されたら、健康支援課に妊娠の届出を行ってください。届出時には、マイナンバーの提示が必要となりますので、マイナンバーカード等の個人番号が分かる書類と運転免許証など顔写真付きの身分証明書をご持参ください。また、やむを得ない理由で、妊婦本人が届出することが困難な場合は、別途書類が必要です。[詳しくは市ホームページや、市子育て支援サイトのもといくネットでご確認ください]

妊娠の届出と同時に母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理についての相談を行います。経産婦の人は、今までに出産したお子さんの母子健康手帳もご持参ください。なお、交付には時間(約60分程度)を要しますので必ず事前に予約し、お越しください。

妊婦健康診査

本巣市に住民登録がある妊婦を対象に、妊娠中の健康管理とその費用の一部を助成するため、妊婦健康診査受診票を交付します。妊娠届出時に交付しますので、届出は早めをお願いします。

赤ちゃんが生まれたら

①出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に市民課へ出生届を出しましょう。また、乳幼児医療費助成制度などの手続きが必要です。

②低体重児の届出

生まれた赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は、届出が必要です。届出時には、産婦と生まれた赤ちゃんのマイナンバーの提示が必要となりますので、マイナンバーカード等の個人番号が分かる書類と運転免許証等顔写真付きの身分証明書をご持参ください。また、やむを得ない理由で、産婦本人が届出することが困難な場合は、別途書類が必要です。[詳しくは市ホームページや、もといくネットでご確認ください]

③新生児聴覚検査

本巣市に住民登録がある赤ちゃんを対象に、費用の一部を助成するため新生児聴覚検査受診票を交付します。受診票は妊娠届出時に交付します。

④産婦電話相談

赤ちゃんが生まれたら、健康支援課よりご連絡します。産後の体調や授乳、赤ちゃんのことなど、お気軽にご相談ください。

⑤産婦健康診査

本巣市に住民登録がある産婦を対象に産後の健康管理とその費用の一部を助成するため、産婦健康診査受診票(産後2週間と産後1か月の2回)を交付します。受診票は妊娠届出時に交付します。

⑥1か月児健康診査

本巣市に住民登録がある1か月児を対象に、身体計測や問診による健康診査の費用の一部を助成するため、1か月児健康診査受診票兼結果票を交付します。受診票は妊娠届出時に交付します。里帰り出産等で、**助成申請が必要な場合は、1か月児健康診査の受診日の属する年度内に申請する必要があります。**

転入した人へ

転入した妊産婦の人は、転入手続き後、健康支援課へ申し出てください。妊産婦健康診査受診票などの差し替えが必要です。

マタニティ相談・訪問

妊娠中期を目処に、マタニティアンケートを送付します。妊娠中の体の変化や胎児の発育について回答してください。

妊婦と生まれてくる赤ちゃんの健康のために、また妊娠中の生活を健やかに過ごして出産を迎えるために、妊娠中の健康管理の方法や食生活などについて相談できます。アンケートや妊婦健康診査の結果を元に、助産師などが電話相談を行います。



⑦赤ちゃん訪問

助産師、保健師等が家庭訪問し、発育や生活環境、疾病予防、母乳、育児相談などを行います。出生届出時にお渡しした赤ちゃん訪問アンケートを返送してください。

⑧産後ケア

産後は、赤ちゃんとの生活に慣れるまで、緊張や疲れが出やすい時期でもあります。体調や育児に不安や心配のある産婦も安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポートが受けられます。本巣市に住民登録がある出産後1年までの産婦と赤ちゃんが対象です(里帰り先での産後ケアも対象)。**利用前に申請が必要です。事前に健康支援課にご連絡ください。助成申請期限は、利用日の属する年度内です。**

乳幼児健診・教室

子どもは、新生児期から乳児期、また幼児期へと生まれてからわずか数年の間に心身ともにめざましい成長発達を遂げます。成長発達の大切な時期に下記のとおり、乳幼児健診・教室を行います。健診・教室は、受付後2時間30分から3時間程度かかります。(※4月1日生まれの人は、3月生まれに含みます)

年月齢	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳 6か月頃	3歳 前半
教室		赤ちゃん教室				7か月児教室							
健康診査			4か月児健診						10か月児健診			1歳6か月児 健診	3歳児 健診

令和7年4月1日現在

乳幼児健診・教室・相談の日程は、市ホームページやもといくネットでご確認ください。



乳幼児個別相談・ 発達相談・助産師相談のご案内

子育て相談を行っています。
発達・育児・予防接種などお気軽にご相談ください。
※ 事前に電話で予約してください。
持ち物…母子健康手帳・子どもノート
(助産師相談の持ち物は、母子健康手帳とマタニティノート)

乳幼児相談日 予約制

発達相談日 予約制

助産師相談日 予約制

本巣市こども家庭センター

妊娠、出産、子育てに関するさまざまな疑問や悩みについて保健師、助産師、栄養士、子ども家庭支援員がご相談に応じます。また、必要に応じて他の専門職や関係機関と連携しながら、総合的に支援します。お気軽にご利用ください。

■相談日および時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■場所

本巣市役所 本庁舎 福祉支援課 福祉総合相談室内

■問い合わせ先

妊娠、出産、発育などに関すること 健康支援課 ☎058-320-0153
子育てに関する悩み 福祉総合相談室 ☎058-323-8115

認可保育施設

市内の認可保育施設は8つの市立保育所・幼稚園と1つの私立小規模保育事業施設があります。
市立は全て幼稚園であり、幼稚園とは保育園と幼稚園が一緒になった施設になります。
市立は通園区域がありますので不明な場合は担当課にお問い合わせください。

園 名		住所	入園年齢	定員 (0.1.2歳児)	定員 (3.4.5歳児)
市立	根尾幼稚園	根尾高尾775番地1	1歳～	12人	38人
	神海幼稚園	軽海459番地1	1歳～	12人	90人
	本巣幼稚園	曾井中島1429番地2	1歳～	50人	210人
	糸貫東幼稚園	石原39番地1	10ヶ月～	50人	210人
	糸貫西幼稚園	見延698番地	1歳～	50人	210人
	真正幼稚園	下真桑443番地2	1歳～	50人	210人
	真桑幼稚園	下真桑178番地1	1歳～	40人	180人
	弾正幼稚園	国領148番地	1歳～	44人	180人
私立	もものおと保育園	軽海492番地1	6ヶ月～	19人	

地域子育て相談機関

こどもセンターや子育て支援センターでは、地域の身近な子育て相談施設として、18歳までの相談を受けています。
受付時間など詳細はもといくネットで確認してください。

センターの名称	問い合わせ先		利用対象者
子どもセンター	見延701番地	058-324-2017	市内在住の0歳から18歳までの児童とその保護者
本巣・根尾子育て支援センター	曾井中島1429番地2 (本巣幼稚園内)	0581-34-5011	
糸貫子育て支援センター	見延698番地 (糸貫西幼稚園内)	058-322-0015	
真正子育て支援センター	政田2206番地	080-2590-0024	

予防接種(法律による定期の予防接種)

乳幼児期に接種するもの

対象疾病と回数		対象者(対象年齢)
ロタウイルス感染症	ロタリックス2回、 またはロタテック3回	ロタリックス 生後6週から24週0日までの間にある人 ロタテック 生後6週から32週0日までの間にある人
B型肝炎	3回	1歳に至るまでの間
小児の肺炎球菌感染症	初回(3回)追加(1回) ※開始月齢により異なります。	生後2月から生後60月に至るまでの間にある人
ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ・ Hib感染症	1期初回(3回)	生後2月から生後90月に至るまでの間にある人
	追加(1回)	
結核	1回	1歳に至るまでの間にある人
麻しん風しん	1期(1回)	生後12月から生後24月に至るまでの間
	2期(1回)	5歳以上7歳未満の人であって、小学校就学の始期に達する日の 1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間(年長時期) ※個別にご案内します。
水痘	2回	生後12月から生後36月に至るまでの間
日本脳炎	初回(2回)追加(1回)	生後6月から生後90月に至るまでの間

就学中もしくはそれに該当する年齢に接種するもの

対象疾病と回数		対象者(対象年齢)
ジフテリア・破傷風	1回	11歳以上13歳未満の人 ※個別にご案内します。
日本脳炎	2期(1回)	9歳以上13歳未満の人 ※個別にご案内します。 ※平成17年の積極的勧奨の差し控えにより、次の人も対象となりますので、 接種を希望される人は、健康支援課までお問い合わせください。 ・平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の人で、1期、2期の接種を 受けられなかった人
ヒトパピローマウイルス 感染症 (子宮頸がん予防)	2回または3回 ※接種開始年齢に より異なります。	小6～高1相当の女子 ※個別にご案内します。 ※平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの人のうち、 令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種歴がある人は、 残りの回数を令和7年4月から令和8年3月まで定期として接種可能です。

成人健診(検診)など

健康診査・検診の受診票、案内は、受診歴等を基にお送りします。今までに本巣市で受診したことがない人は、健康支援課にご相談ください。なお、がん無料検診対象の人には、受診歴に関わらずクーポン券付き受診票が届きます。

基本的な健康診査

年齢や加入している健康保険から受診できる健診を確認しましょう

年度末(その年度の3月31日)の年齢で確認してください 例)令和7年度末…令和8年3月31日

	健診名	自己負担金	対象者等
20～39歳	青年健診	1,500円	加入保険にかかわらず、本巣市に住民登録があれば受診できます。
40～74歳	本巣市 特定健診	1,000円	本巣市国民健康保険に加入している40～74歳の人
	本巣市 特定健診+(プラス)	3,000円	本巣市国民健康保険に加入している人のうち、40～65歳の5歳刻みの年齢の人
	社会保険等 特定健診	保険者によって異なる	加入している健康保険により、実施時期や受診方法が異なります。詳細は、保険者へお問い合わせください。
75歳以上	ぎふ・すこやか健診	500円	後期高齢者医療制度に加入している75歳以上の人(一定の障がいがある65歳から74歳の加入者も含む)

がん検診

検診名	対象年齢	自己負担金	検査方法	集団検診	個別検診 ※1
胃がん検診	40歳以上	1,000円	バリウムによる胃部X線撮影	●	
結核・肺がん検診		700円	胸部X線撮影	●	
大腸がん検診		700円	便潜血検査 2日法		●
乳がん検診 ※3	40歳以上(女性のみ)	700円	マンモグラフィ	●	●
子宮頸がん検診 ※3	20歳以上(女性のみ)	1,500円	子宮頸部細胞診		●
総合がん検診 ※2	40・50歳				●

※1) 個別検診…検診の種別により、指定の医療機関があります
※2) 総合がん検診【新規】…上記すべてのがん検診を一度に受診できます。
胃がん検診については、胃内視鏡検査(50歳のみ)も選択可能です。
※3) 2年に一度の受診となります。

健康相談のご案内

健診後の生活改善や心身などの心配ごとなどについて相談を希望する人は、下記の相談日をご利用ください。

■相談日 毎週月曜日(祝日除く)
■時 間 午後4時～4時30分
■場 所 健康支援課

※上記以外の日時でも相談は行いますので、お気軽にご相談ください。

精神保健相談のご案内

相談を希望する人は岐阜県と本巣市のホームページをご確認ください。

休日急患診療所

休日などに急病でお困りの場合は、休日急患診療所をご利用ください。

■診療日 国民の祝日に関する法律に規定する休日(1月1日を除く)、日曜日、祝日、1月2日、1月3日、8月15日

■診療科目 内科・小児科

■診療時間 午前9時～午後4時
(正午～午後1時 昼休憩あり)

■住 所 北方町北方3219-25
(北方警察署東)
☎058-323-0523



夜間・休日の病院案内

救急安心センター(24時間365日対応)をご利用ください。

(1) 電話で#7119を押す
(2) つながらない場合は、☎058-216-0119

献血のお知らせ

日程は、岐阜県赤十字血液センターのホームページでご確認ください。

お願い
アプリまたは献血カードをお持ちの人はご持参ください。お持ちでない場合は、受付時に「本人確認」をしますので、本人確認の可能なもの(運転免許証など)をご持参ください。

血液は一年を通して不足気味な状態です。皆さんの積極的なご協力をお願いします。

※献血カード・献血手帳の新規発行・更新は令和8年1月4日で終了するため、令和8年1月5日からはアプリによる献血の受付方法に統一されます

高齢者の予防接種 ※自らの意思と責任で接種を希望する場合のみ行う予防接種です。

対象疾病と回数		対象者(対象年齢)
インフルエンザ	各1回	・65歳以上の人 ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活のほとんどが不可能な程度の障がいや有する人
新型コロナウイルス		
高齢者の肺炎球菌感染症	1回	・65歳の人(65歳以上66歳未満) ・60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活のほとんどが不可能な程度の障がいや有する人 ※ただし、既に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある人は、定期の予防接種の対象とはなりません。
带状疱疹	生ワクチン 1回 または 組換えワクチン 2回	・年度内に65歳を迎える人 ・60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいや有する人 ・既に65歳を超えている人への経過措置として、年度内に70、75、80、85、90、95、100歳となる人も対象となります(令和11年度までの経過措置)。101歳以上の人は令和7年度に限り全員対象 ※带状疱疹にかかったことのある人についても定期接種の対象となります。 また、定期接種対象者になる前に、組換えワクチンを1回接種したことのある人は、医師の判断に基づき、以降の接種を定期接種として行うことができます。 ただし、過去に生ワクチン1回または組換えワクチン2回を接種したことのある人は、定期接種の対象外となります。